

令和3年3月15日

退職互助部の会員の皆様

一般財団法人佐賀県教職員互助会

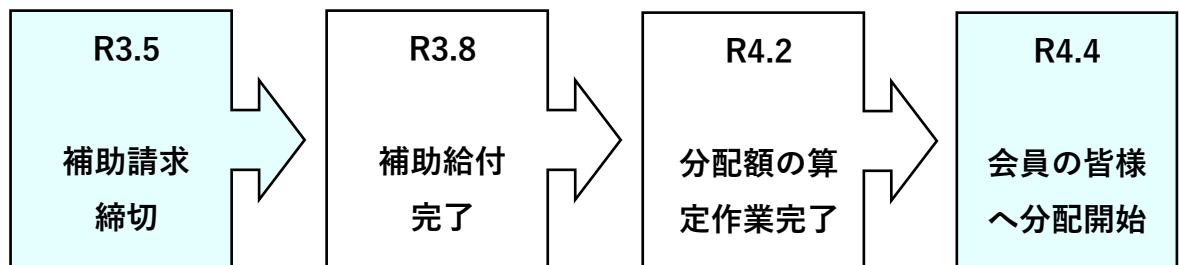
退職互助部の補助請求期限について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

退職互助部の補助請求について、下記のとおりお知らせします。

記

- 補助対象は、令和3年3月事実発生分（3月診療・宿泊・利用等）までです。
令和3年5月末までに請求してください。（郵送の場合は当日の消印有効）
それ以降に互助会に到着したものは、理由を問わず給付することができません。
速やかに退職互助部の資産額を確定させるためですので、どうぞご了承ください。
- 今後のスケジュールは以下のとおりです。



- 退職互助部の資産は令和4年4月より分配開始予定です。振込があるまでは、互助会からの給付金の振込口座（多くが佐賀銀行県庁支店）は解約しないでください。
- 会員証割引事業や互助会指定宿泊施設での割引は、退職互助部の事業廃止（令和4年11月末）までは、これまで同様にご利用いただけます。
令和4年12月以降は、会員証を利用することができません。

- 会員がお亡くなりになられた場合は、ご遺族様へのお振込みとなります。
ご家族等へ「亡くなったことを互助会へ速やかにご連絡」いただけるようにお伝えください。

【令和3年3月末までに亡くなられた場合※1】

ご遺族様からの請求により、旧制度会員には加入者弔慰金及び療養費補助等の補助金を、新制度会員には退会金※2をお振込みいたします。

※1 令和3年3月末までにお亡くなりになられたことを、令和3年5月末までにご連絡及びご請求いただけなかった場合は、分配金のお振込みとなります。

※2 「加入時からの給付累計額」が「一時掛金の半分」に満たない場合は、「一時掛金の半分」から「加入時からの給付累計額」を差し引いた金額となります。
「加入時からの給付累計額」が「一時掛金の半分」以上になる場合は、療養費補助等をご請求ください。

【令和3年4月以降に亡くなられた場合】

令和4年4月以降に、ご遺族様へ分配金をお振込みいたします。